

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	大川看護福祉専門学校
設置者名	学校法人高木学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	1,965時間	240時間	
		夜・通信			
社会福祉専門課程	介護福祉学科	夜・通信	1,118時間	160時間	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本校HPでの公表 学校紹介⇒情報公開⇒「実務経験のある教員等による授業科目」

<https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	大川看護福祉専門学校
設置者名	学校法人高木学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

本校 HP での公表 学校紹介⇒情報公開⇒理事名簿一覧
<https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	国立大学法人総長	2020. 6. 1 ～ 2024. 5. 31	組織運営体制の チェック機能
非常勤	私立大学学長	2020. 2. 5 ～ 2024. 2. 4	組織運営体制の チェック機能
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	大川看護福祉専門学校
設置者名	学校法人高木学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>毎年12月～2月にかけて、次年度の授業科目の担当講師を選定。各担当講師に次年度の授業計画(シラバス)の作成を当校の書式で依頼。 毎年3月に、次年度の授業計画(シラバス)集の印刷を依頼し冊子を作成。 毎年4月に、授業計画(シラバス)集を担当より学生へ配布し、その使用方法や目的をオリエンテーションしている。また、担当講師より、授業初日にシラバスに基づいたオリエンテーションを実施している。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>冊子の配布 本校HPでの公表 学校紹介⇒情報公開 https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学生の単位認定及び卒業に関する事項を審議するために、単位認定・卒業判定会議を置く。単位認定・卒業判定会議は、学科長がその必要に応じて、校長の許可を得て開催する。また単位認定に関して履修規程を定め学生便覧にて学生に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目ごとに出欠席をとり、15分以上を1時間、60分以上を2時間の欠課とする。臨地実習の科目は15分以上を1時間の欠課とする。 ・単位認定は、学科試験(演習・学内実習を含む)と臨地実習の成績による。ただし、出席状況・平素の学習状況を考慮することができる。 ・臨地実習を除く科目について、各科目の出席時間数が当該科目の時間数の3分の2に満たない場合は、受験資格を失うものとする。 ・臨地実習の科目について、各科目の出席時間数が当該科目の時間数の5分の4に満たない場合は、実習の評価を受ける資格を失うものとする。 ・病気その他やむを得ない理由により学科試験を受けることのできなかった者については、追試験を受けることができる。 ・授業科目及び臨地実習の評価において、合格できなかった者は、再試験ならびに再実習を受けることができる。 	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(授業科目の成績評価及び臨地実習の評価)

- ・単位認定は、学科試験（演習・学内実習を含む）と臨地実習の成績による。100点満点とし、60点以上を合格としている。
- ・履修全科目の点数での成績を合計し、合計点の平均を算出する。これにより全体の中での、下位1/4に該当する学生に関しては指導を行う。
- ・各科目の成績評価の方法は「授業計画（シラバス）」、学則および履修規程は、「学生便覧」の冊子に記載し、毎年4月に担任より学生へ配付しオリエンテーションを実施している。

客観的な指標の算出法

履修全科目の点数での成績を合計し、合計点の平均を算出する
(100点満点で点数化)

成績評価	D	C	B	A
成績素点 (100点満点)	59点以下	60～69点	70～79点	80～100点
合否	不合格	合格	合格	合格

客観的な指標の
算出方法の公表方法

学生便覧の配布 本校HPでの公表 学校紹介⇒情報公開
<https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

- ・学生の単位認定及び卒業に関する事項を審議するために、単位認定・卒業判定会議を置く。単位認定・卒業判定会議は、学科長がその必要に応じて、校長の許可を得て開催する。
- ・校長は学則第19条に定める授業科目及び単位数を修得した者について、単位認定・卒業判定会議を経て卒業を認定する。
- ・医療専門課程看護学科を修了した者には専門士（医療専門課程）を、社会福祉専門課程介護福祉学科を修了した者には専門士（社会福祉専門課程）の称号を授与する。
- ・看護学科を卒業した者には看護師国家試験及び保健師・助産師学校の受験資格を取得することができる。
- ・介護福祉学科を卒業した者は、介護福祉士国家試験の受験資格を取得することができる。
- ・学則および履修規程は、「学生便覧」の冊子に記載、毎年4月に担任より学生へ配付しオリエンテーションを実施。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学生便覧の配布 本校HPでの公表 学校紹介⇒情報公開
<https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	大川看護福祉専門学校
設置者名	学校法人高木学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	本校HPでの公表 学校紹介⇒情報公開 https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/
収支計算書又は損益計算書	https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/
財産目録	https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/
事業報告書	https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/
監事による監査報告（書）	https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	看護	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼夜	3075時間/98単位	1,360 時間 50単位	680 時間 25単位	1,035 時間 23単位	0時間 /単位	0時間 /単位
	昼		3075時間/98単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		122人	0人	8人	41人	49人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要） 学科・学年・教科ごとに授業計画（シラバス）を作成 シラバス記載事項 教育理念・教育目的・教育目標・教育課程の概要、臨地実習の目的・目標、授業科目及び単位数・時間数年度教育計画・教課外活動担当講師一覧・年間教育計画 各科目のシラバス記載事項 ・科目名・授業の種類（講義・演習・実習）・授業担当者（実務経験の有無）・授業回数・時間数（単位数）・配当学年（時期）・曜日時限・必修又は選択の別・〔授業の目的・ねらい〕・〔授業終了時の達成課題（達成目標）〕・〔授業全体の内容の概要〕・〔授業の日程と各回のテーマ・内容・授業方法〕・〔使用テキスト・参考文献〕・〔単位認定の方法及び基準①出席率 ②授業態度・グループ活動への参加度、貢献度 ③レポート提出率と内容 ④終講試験 等の総合評価〕
--

公表について
学科・学年ごとにシラバスの冊子を作成し学生に毎年4月に配布し、オリエンテーションを実施。本校ホームページで公表。

成績評価の基準・方法

(概要)
学生の単位認定及び卒業に関する事項を審議するために、単位認定・卒業判定会議を置く。単位認定・卒業判定会議は、学科長がその必要に応じて、校長の許可を得て開催する。また単位認定に関して履修規程を定め学生便覧にて学生に周知する。

- ・授業科目ごとに出席率をとり、15分以上を1時間、60分以上を2時間の欠課とする。臨地実習の科目は15分以上を1時間の欠課とする。
- ・単位認定は、学科試験（演習・学内実習を含む）と臨地実習の成績による。ただし、出席状況・平素の学習状況を考慮することができる。
- ・臨地実習を除く科目について、各科目の出席時間数が当該科目の時間数の3分の2に満たない場合は、受験資格を失うものとする。
- ・臨地実習の科目について、各科目の出席時間数が当該科目の時間数の5分の4に満たない場合は、実習の評価を受ける資格を失うものとする。
- ・病気その他やむを得ない理由により学科試験を受けることのできなかった者については、追試験を受けることができる。
- ・授業科目及び臨地実習の評価において、合格できなかった者は、再試験ならびに再実習を受けることができる。
- ・教育課程における授業科目（臨地実習を含む）において、次の学年の学修に支障を与える科目を履修できなかった者及び必要な単位数を修得できなかった者は、必要に応じて原学年に必要な授業科目を再履修しなければならない。
- ・学則および履修規程は、「学生便覧」の冊子に記載、毎年4月に担任より学生へ配付しオリエンテーションを実施。

卒業・進級の認定基準

(概要)
学生の単位認定及び卒業に関する事項を審議するために、単位認定・卒業判定会議を置く。単位認定・卒業判定会議は、学科長がその必要に応じて、校長の許可を得て開催する。

- ・校長は学則第19条に定める授業科目及び単位数を修得した者について、単位認定・卒業判定会議を経て卒業を認定する。
- ・医療専門課程看護学科を修了した者には専門士（医療専門課程）を、社会福祉専門課程介護福祉学科を修了した者には専門士（社会福祉専門課程）の称号を授与する。
- ・看護学科を卒業した者には看護師国家試験及び保健師・助産師学校の受験資格を取得することができる。
- ・介護福祉学科を卒業した者は、介護福祉士国家試験の受験資格を取得することができる。
- ・学則および履修規程は、「学生便覧」の冊子に記載、毎年4月に担任より学生へ配付しオリエンテーションを実施。

<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>・学生一人ひとりの学習効果を向上させること、コミュニケーション能力を向上させ、人間関係を培うことを目的として、学年横断のチューター制度を導入している。学年間の交流を通し、看護技術や学習面で困ったこと、悩みなどあれば上級生や教員が相談に応じる。また各チューターグループの担当教員は国家試験合格に向けてのサポートを行う。またホームルームや個人面談を通して適宜助言・指導を行う。</p>
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
37人 (100%)	1人 (2.7%)	36人 (97.3%)	0人 (%)
(主な就職、業界等) 病院、診療所などの医療機関（看護師）			
(就職指導内容) 就職説明会の開催、研修旅行の実施、マナー研修の実施、個別相談			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師養成校受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
122人	6人	4.9%
(中途退学の主な理由) 進路変更、勉学意欲喪失		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任制をとり遅刻・欠席が多い学生は個別面談・保護者面談を実施している。またスクールカウンセラーを配置し対応している。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
社会福祉		社会福祉専門	介護福祉	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1,980時間 61単位	1,290 時間 43単位	240時 間 8単位	450 時間 10単位	0時間 /単位	0時間 /単位
			1,980時間/61単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		31人	12人	3人	12人	15人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>学科・学年・教科ごとに授業計画（シラバス）を作成 シラバス記載事項 教育理念・教育目的・教育目標・教育課程の概要、臨地実習の目的・目標、授業科目及び単位数・時間数年度教育計画・教課外活動担当講師一覧・年間教育計画 各科目のシラバス記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目名・授業の種類（講義・演習・実習）・授業担当者（実務経験の有無）・授業回数・時間数（単位数）・配当学年（時期）・曜日時限・必修又は選択の別・〔授業の目的・ねらい〕・〔授業終了時の達成課題（達成目標）〕・〔授業全体の内容の概要〕・〔授業の日程と各回のテーマ・内容・授業方法〕・〔使用テキスト・参考文献〕・〔単位認定の方法及び基準①出席率 ②授業態度・グループ活動への参加度、貢献度 ③レポート提出率と内容 ④終講試験 等の総合評価〕 <p>公表について 学科・学年ごとにシラバスの冊子を作成し学生に毎年4月に配布し、オリエンテーションを実施。本校ホームページで公表している。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>学生の単位認定及び卒業に関する事項を審議するために、単位認定・卒業判定会議を置く。単位認定・卒業判定会議は、学科長がその必要に応じて、校長の許可を得て開催する。また単位認定に関して履修規程を定め学生便覧にて学生に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目ごとに出欠席をとり、15分以上を1時間、60分以上を2時間の欠課とする。臨地実習の科目は15分以上を1時間の欠課とする。 ・単位認定は、学科試験（演習・学内実習を含む）と臨地実習の成績による。ただし、出席状況・平素の学習状況を考慮することができる。 ・臨地実習を除く科目について、各科目の出席時間数が当該科目の時間数の3分の2に満たない場合は、受験資格を失うものとする。 ・臨地実習の科目について、各科目の出席時間数が当該科目の時間数の5分の4に満たない場合は、実習の評価を受ける資格を失うものとする。 ・病気その他やむを得ない理由により学科試験を受けることのできなかつた者については、追試験を受けることができる。 ・授業科目及び臨地実習の評価において、合格できなかつた者は、再試験ならびに再実習を受けることができる。

<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程における授業科目（臨地実習を含む）において、次の学年の学修に支障を与える科目を履修できなかった者及び必要な単位数を修得できなかった者は、必要に応じて原学年に必要な授業科目を再履修しなければならない。 ・学則および履修規程は、「学生便覧」の冊子に記載、毎年4月に担任より学生へ配付しオリエンテーションを実施。
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の単位認定及び卒業に関する事項を審議するために、単位認定・卒業判定会議を置く。単位認定・卒業判定会議は、学科長がその必要に応じて、校長の許可を得て開催する。 ・校長は学則第19条に定める授業科目及び単位数を修得した者について、単位認定・卒業判定会議を経て卒業を認定する。 ・医療専門課程看護学科を修了した者には専門士（医療専門課程）を、社会福祉専門課程介護福祉学科を修了した者には専門士（社会福祉専門課程）の称号を授与する。 ・看護学科を卒業した者には看護師国家試験及び保健師・助産師学校の受験資格を取得することができる。 ・介護福祉学科を卒業した者は、介護福祉士国家試験の受験資格を取得することができる。 ・学則および履修規程は、「学生便覧」の冊子に記載、毎年4月に担任より学生へ配付しオリエンテーションを実施。
<p>学修支援等</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任制をとる。ホームルームや個人面談を通して、個々の学生の状況を把握し助言・指導を行う。個別指導の他に家族との連絡調整や必要に応じて三者面談等を行いながら対応している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
11人 (100%)	人 (%)	11人 (100%)	0人 (%)
(主な就職、業界等) 介護老人保健施設や障がい者支援施設など（介護福祉士）			
(就職指導内容) 就職説明会の開催、研修旅行の実施、マナー研修の実施、個別相談			
(主な学修成果（資格・検定等）) 介護福祉士国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
31 人	4 人	12.9%
(中途退学の主な理由) 進路変更、勉学意欲喪失		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
担任制をとり遅刻・欠席が多い学生は個別面談・保護者面談を実施している。またスクールカウンセラーを配置し対応している。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護	250,000 円	600,000 円	200,000 円	教科書代、教材費、後援会費が別途必要
介護福祉	50,000 円	500,000 円	150,000 円	教科書代、教材費、後援会費が別途必要
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 点検・評価は、「専門学校等評価基準 Ver4.0 (点検基準項目 10、中項目 37、小項目 65)」を使用し、教職員で行う。報告書の内容は、小中項目における「考え方・方針・目標」、「現状・具体的な取り組み」、「課題と解決方向」、「参考資料」の点検結果を踏まえた基準項目の総括と特記事項の公表とする。
学校紹介⇒情報公開 https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価委員会規程に基づき学校関係者評価委員 5 名を選任 (保護者地域住民 1 名、卒業生 1 名、地元企業もしくは臨地実習施設関係者 1 名、高等学校関係者 1 名、学校運営に関する有識者 1 名) する。委員の任期は 2 年とする。 評価委員会は本校の自己評価の結果に基づき、課題や現状の取り組み・今後の取り組み等、具体的な内容に沿った項目について評価してもらい、その結果を学校長に報告する。指摘事項、改善事項等があった場合は、学校長および各学科長が主体となって、次年度の自己評価を行う時期 (毎年 5 月) までに取り組むこととする。また学校長は学校関係者評価結果を運営会議に報告する。学校長は学校関係者評価結果について運営会議報告後、学校のホームページに公表する。

学校紹介⇒情報公開⇒学校関係者評価 https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
後援会会長	2020. 4. 1 ～2022. 3. 31	保護者・地域住民
高木病院看護師	2020. 4. 1 ～2022. 3. 31	卒業生
高木病院看護部長	2020. 4. 1 ～2022. 3. 31	臨地実習施設関係者
元高等学校校長	2020. 4. 1 ～2022. 3. 31	高等学校関係者
元柳川市教育長	2020. 4. 1 ～2022. 3. 31	学校運営に関する有識者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校の HP での公開 学校紹介⇒情報公開⇒学校関係者評価報告書 https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/about/information/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ohkawa.takagigakuen.ac.jp/ パンフレット・学生募集要項は資料請求者に無料で配布 資料請求先 infookfs@takagigakuen.ac.jp

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	大川看護福祉専門学校
設置者名	学校法人高木学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		29人	28人	30人
内 訳	第Ⅰ区分	17人	18人	
	第Ⅱ区分	-人	-人	
	第Ⅲ区分	-人	-人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				30人
（備考）				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	1人	0人	1人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	1人	0人	1人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。